

(平成27年2月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

関東（埼玉）厚生年金 事案 8942

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 48 年 4 月 1 日まで
昭和 45 年 3 月に A 学校を卒業後、同年 4 月から B 社に就職し、48 年 3 月まで社員として勤務しており、厚生年金保険の被保険者であったと思うので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社の元事業主及び複数の同僚が、「申立期間当時、申立人は正社員として勤務していた。」と回答していることから、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B 社の元事業主は、「申立期間当時の人事資料等が無いため、申立人の厚生年金保険料の控除については不明。」と陳述している上、複数の同僚からも申立人の同社に係る厚生年金保険料の給与からの控除について具体的な回答を得ることができなかった。

また、複数の同僚が、「申立期間当時、事業主及びその家族を除き、約 15 人以上の従業員が勤務していた。」と陳述しているが、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票で確認できる被保険者数（事業主及びその家族を除く。）は、昭和 45 年 4 月時点で 8 人であり、同社の元事業主は、「申立人を含め、複数の従業員については、厚生年金保険、雇用保険などの社会保険に加入させていなかった可能性がある。」としていることから、同社では、全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことが推認される。

なお、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間及びその前後の期間において、申立人の名前は無く、健康保険番号に欠番は無い。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8943

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで
② 昭和 39 年 3 月 1 日から同年 8 月 25 日まで
③ 昭和 39 年 12 月 30 日から 40 年 2 月 4 日まで

A社に昭和 33 年 4 月から 36 年 6 月まで勤務していた。また、B社に 39 年 3 月から 40 年 2 月まで勤務していた。しかし、各申立期間について、厚生年金保険の記録が無いので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、当該期間にA社に勤務していた複数の同僚は、申立人のことを記憶していないと陳述している上、同社は既に解散しており、当時の事業主も亡くなっていることから、申立人の当該期間に係る勤務実態は不明である。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者期間はオンライン記録と一致している上、同名簿に訂正された形跡は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②及び③について、申立期間②の前後にB社に勤務していた同僚は、申立人の同社における勤務期間は不明であると陳述している上、

同社は既に解散しており、当時の事業主はオンライン記録から連絡先が特定できないことから、申立人の申立期間②及び③に係る勤務実態は不明である。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者期間はオンライン記録と一致している上、同名簿に訂正された形跡は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間②及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。